

第3章 プランの基本的な考え方

1 基本理念と基本目標

1 基本理念

本プランの基本理念については、策定当初から「一人ひとりが自分らしく輝くために」と定め、これまで男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

令和元（2019）年3月には、本市の政策の最上位計画である「三豊市第2次総合計画」を策定し、まちの将来像を「One MITOYO ～心つながる豊かさ実感都市～」と定めています。その中で、人権や男女共同参画の取組を包含する政策分野の基本目標として「知・体・心を育み、自分らしく暮らせるまち」を掲げています。

これは、多様性を認め合う社会の形成により、全ての人権が守られ、自分らしく暮らせるまちづくりを目指したものです。

策定当初に定めた本プランの基本理念は、この「三豊市第2次総合計画」における基本目標の考え方と整合性を保っていることから、本プランでは、この基本理念を継続し、誰もが人権を尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

● 基本理念 ●

一人ひとりが自分らしく輝くために
～誰もが住みやすく働きやすいまちへ～

2 基本目標と基本施策

第3次プランにおいては「意識の改革」「参画の推進」「自立の支援」「人権の尊重」という四つの「基本目標」を定め、様々な取組を推進してきました。本プランにおいて、この四つの「基本目標」は「基本理念」と同様、策定当初からの目標として継続します。

その「基本目標」を達成するための施策については、国、県の動きや本市における社会的背景の変化及び現状から読み取れる課題等を踏まえ、新たに9項目の「基本施策」として設定します。9項目の「基本施策」には、それぞれに「施策の方向」を示し個別の取組を推進します。

個別の取組については、これまで実行してきた事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、本市の環境の変化に対応した取組を推進します。

2 施策の体系

【基本目標】

【基本施策】

【施策の方向】

注：[] 内の数字は該当ページ番号を示す。

I 人権の尊重

1 誰もが人権を尊重する社会の実現

(1) 人権を尊重する意識づくり [16]
(2) 性の多様性に対する理解の普及 [17]

2 あらゆる暴力を根絶する社会づくり

(1) あらゆる暴力や虐待の根絶に向けた意識啓発の推進 [19]
(2) きめ細かな被害者支援体制の整備 [22]
(3) ハラスメント防止対策の推進 [23]

II 意識の改革

3 男女共同参画の意識づくり

(1) 啓発活動と情報提供の充実 [26]
(2) 若い世代の心を大切に男女共同参画の推進 [28]

4 自分らしさを育む学びの場の充実

(1) 教育・保育の場における男女共同参画の推進 [29]
(2) 多様な学びの場の充実 [31]

III 参画の推進

5 女性の活躍を推進する環境づくり

(1) 政策・方針決定過程における女性活躍の促進 [34]
(2) 誰もが能力を発揮できる機会の拡充 [36]
(3) 農業経営・商工自営業等における女性の参画促進 [40]

6 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの促進 [42]
(2) 誰もが働きやすい職場づくり [44]
(3) 仕事と家庭生活の両立に向けた支援の充実 [46]

7 地域における女性活躍の場の拡大

(1) 地域活動における女性の参画の拡大 [48]
(2) 防災分野における男女共同参画の推進 [50]

IV 自立の支援

8 地域共生社会を目指すまちづくり

(1) 誰もが安心して暮らせるまちづくり [53]
(2) 多文化共生社会の形成に向けた取組の充実 [55]

9 生涯にわたる健康づくりへの支援

(1) ライフステージに応じた健康づくりへの支援 [56]
(2) 妊娠から子育てへの切れ目ない支援の充実 [57]

注：重点 は後述の「重点的に取り組むべき事項」であることを示す。（以下同様）

第4章 施策の展開

【基本目標】 I 人権の尊重

1 誰もが人権を尊重する社会の実現

(1) 人権を尊重する意識づくり

現状の整理

● 男女共同参画の取組は、人権尊重施策が基盤となっています。近年、LGBTQ（性的少数者）への配慮をはじめ、SNS^{※1}等ICT（情報通信技術）を活用したデジタルツールの急速な普及を背景とした差別的な表現の防止、多様化するメディアに対するリテラシー意識の醸成など、取り組むべき施策は多岐にわたります。

主な課題

◆ 子どもの頃からの、人権尊重意識を高める人権教育などの取組をはじめ、多様なメディアを活用した広報や情報発信など、お互いを尊重し合う意識づくり、環境づくりの充実が必要です。

具体的な取組

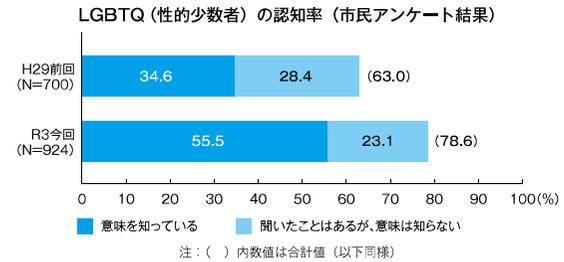
取組名	取組内容	担当課
人権に配慮した広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市の刊行物及び広報紙やホームページに掲載する記事や文章については、人権に配慮した表現や男女の不平等感がない内容及び表現に努めます。 「人権・同和問題講演会」の実施など、広報・啓発活動を推進します。 	全庁各課 秘書課 人権課
各種メディアにおける人権尊重への取組	<ul style="list-style-type: none"> インターネットにおける自治体合同による差別書き込み監視に取り組むとともに、人権尊重に向けた啓発を推進します。 学校教育において、授業や講演会、研修会を通じて、児童・生徒のメディアリテラシー^{※2}や情報モラルの育成を図ります。 少年育成センターを中心に、学校、家庭、地域と連携し「白ポスト」の活用により、性に関する有害環境浄化活動を推進します。 	人権課 学校教育課 生涯学習課
相談業務の推進	<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護委員による相談事業や広報活動をはじめ、民生委員・児童委員の相談業務などを推進します。 	人権課 福祉課

※1 【SNS (Social Networking service の略)】登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。
 ※2 【メディアリテラシー】メディアからの情報を、主体的に読み解く能力のこと。

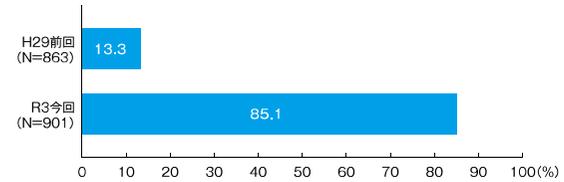
(2) 性の多様性に対する理解の普及

現状の整理

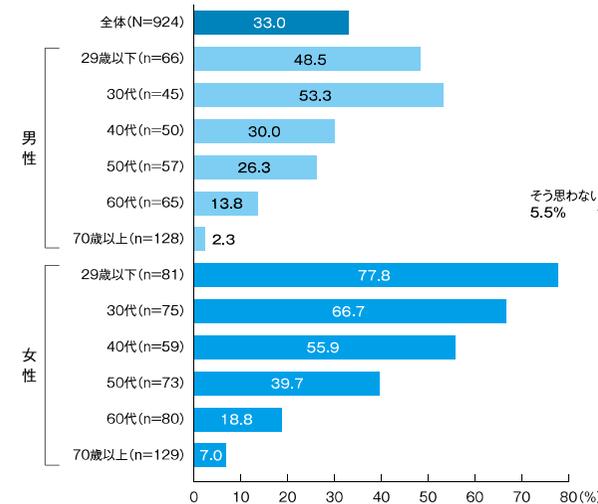
● 市民アンケート調査結果では、LGBTQ（性的少数者）の認知率は、5年前の調査から大幅に増加しているとともに、約6割の市民が社会的な課題であることを認識しています。また、身近にLGBTQ（性的少数者）の人がいると認識している人は、同性婚に対して賛同する人が多い傾向にあり、特に若い年齢層ほど、その割合が高い結果となっています。



LGBTQ（性的少数者）という言葉を知っている割合（高校生アンケート結果）



同性婚に対して「賛成」の割合（市民アンケート結果）



LGBTQ（性的少数者）は社会的な課題になっている（市民アンケート結果）

